令和6年度 市・県民税申告書の書きかた

1．申告書の提出期限

令和6年3月15日（金） まで

2．申告が必要な方

① 令和6年1月1日現在、滑川市に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

（1） 所得税及び復興特別所得税の確定申告をした方
（2） 令和5年中の給与所得が、1箇所の事業所からのみで、勤務先から滑川市に年末調整された給与支払報告書が提出されている方
（3） 令和5年中の所得が公的年金所得のみの方
（ただし、社会保険料控除・生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方は申告が必要です。）

② 令和6年1月1日現在、滑川市に住所がない方で、滑川市に事業所・家屋敷がある方

【令和5年中に収入がなかった方の申告について】

収入がない場合でも申告が必要になる場合があります。
例えば・・・

○ 各種行政サービス（市・県民税諸証明書の発行、各種保険税（料）の算定、児童手当の支給資格の認定など）を受けるためには申告が必要になります。
○ 配偶者控除・扶養控除の被扶養者として申告されている場合でも、各種助成制度を受けるために、収入がなかったことの申告が必要な場合があります。
※ 申告書の裏面下部「令和5年中に所得のなかった方等の記入欄」に、該当する項目にご記入してください。

3．申告に必要なもの

① マイナンバーカード（または通知カードと運転免許証や保険証などの本人確認書類）
② 源泉徴収票（給与所得者及び公的年金等受給者の場合のみ）
③ 収支内訳書（事業所得（営業、農業）、不動産所得がある方）
④ 各種社会保険料の支払額がわかるもの
⑤ 生命保険料・地震保険料の控除証明書
⑥ 医療費控除の明細書（医療費控除を受けられる方）
※ セルフメディケーション税制を選択される場合は、セルフメディケーション税制の明細書と一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。
⑦ 市役所や税務署から送付された書類（お知らせはがき、通知など）
⑧ その他申告に必要なもの

4．お問い合わせ（提出）先

〒936-8601 富山県滑川市寺家町104番地
滑川市役所 税務課 市民税係
TEL：076-475-1265

【申告書裏面】

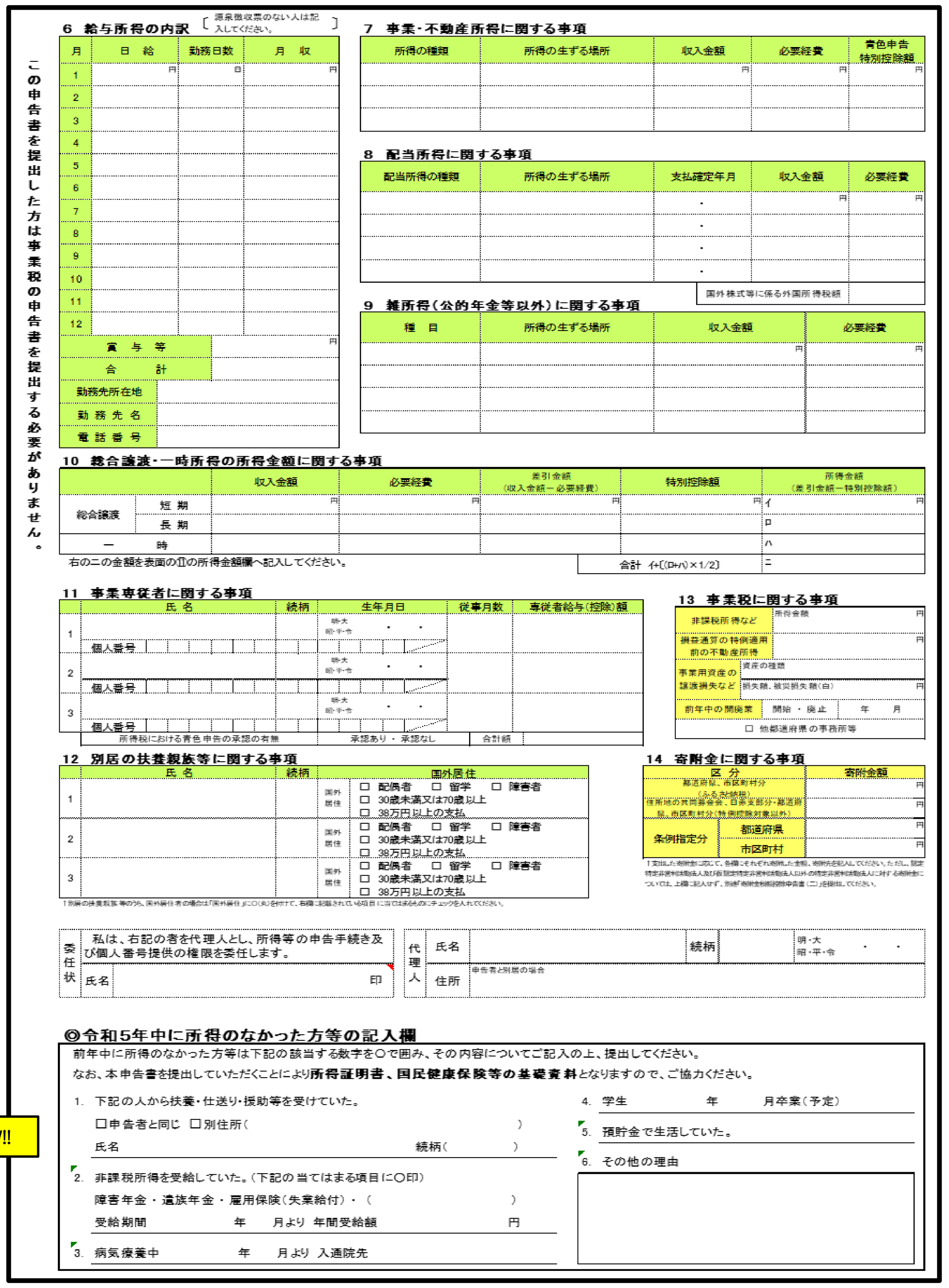
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

6 給与所得の内訳（源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日 給	勤務日数	月 収
1	円	日	円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			
勤務先所在地			
勤務先名			
電話番号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ

右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。　合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]　ニ

11 事業専従者に関する事項

	氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与（控除）額
1	個人番号		明・大 昭・平・令		
2	個人番号		明・大 昭・平・令		
3	個人番号		明・大 昭・平・令		

所得税における青色申告の承認の有無　承認あり・承認なし　合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など（所得金額）円
損益通算の特例適用前の不動産所得　円
事業用資産の譲渡損失など（資産の種類／損失額、被災損失額（白））円
前年中の開廃業　開始・廃止　年　月
□ 他都道府県の事務所等

12 別居の扶養親族等に関する事項

	氏名	続柄	国外居住
1			国外居住 □ 配偶者 □ 留学 □ 障害者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 38万円以上の支払
2			国外居住 □ 配偶者 □ 留学 □ 障害者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 38万円以上の支払
3			国外居住 □ 配偶者 □ 留学 □ 障害者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

区分		寄附金額
都道府県、市区町村分（ふるさと納税）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		円
条例指定分	都道府県	円
	市区町村	円

委任状　私は、右記の者を代理人とし、所得等の申告手続き及び個人番号提供の権限を委任します。　氏名　印
代理人　氏名　続柄　明・大 昭・平・令　住所（申告者と別居の場合）

◎令和5年中に所得のなかった方等の記入欄
前年中に所得のなかった方等は下記の該当する数字を○で囲み、その内容についてご記入の上、提出してください。
なお、本申告書を提出していただくことにより**所得証明書、国民健康保険等の基礎資料**となりますので、ご協力ください。

1. 下記の人から扶養・仕送り・援助等を受けていた。 □申告者と同じ □別住所（　）氏名　続柄（　）
2. 非課税所得を受給していた。（下記の当てはまる項目に○印）障害年金・遺族年金・雇用保険（失業給付）・（　）受給期間　年　月より　年間受給額　円
3. 病気療養中　年　月より　入通院先
4. 学生　年　月卒業（予定）
5. 預貯金で生活していた。
6. その他の理由

■ 6 給与所得の内訳

源泉徴収票のない人、パート・アルバイト、日給・月給、日雇賃金等の人は、この欄に記入してください。

■ 7 事業・不動産所得に関する事項

事業所得（営業等）、不動産所得のある人は、この欄に記入してください。ただし、「収支内訳書」を添付される場合は、記入の必要はありません。

■ 8 配当所得に関する事項

株式の配当や、投資信託の収益の分配金等の所得があった場合は、その内訳を記入してください。

■ 9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

原稿料、講演料、生命保険年金等がある場合、その内訳を記入してください。

■ 10 総合譲渡・一時所得に関する事項

総合譲渡、一時所得のあった人は、その内訳を記入してください。

■ 11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した人がいるときに、記入してください。

この場合、あなたの事業から生ずる所得から、次の額が控除されます。

○事業専従者控除額（①②のうち低い方の金額）
①500,000円（配偶者の場合860,000円）
②（事業所得）÷（事業専従者の数＋1）

■ 12 別居の扶養親族等に関する事項

表の㉑～㉓に記載した配偶者及び扶養親族のうち、あなたと別世帯に住んでいる場合、この表に対象者の氏名・続柄を記入してください。また、国外居住者の場合、「国外居住」に○（丸）を付け、該当する項目にチェックを記入してください。

■ 14 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

■ ◎令和5年中に所得のなかった方等の記入欄

前年中に所得がなかった人は、該当する数字を○で囲み、内容を記入してください。

NEW!!

★上場株式等の配当所得等に係る課税方式について（令和6年度～）
令和6年度（所得税は令和5年分）からは、所得税と市・県民税において課税方式（総合課税・分離課税・申告不要）を一致させることになります。
上場株式等の配当所得等を申告する場合は、**確定申告が必要**です。
※ 各種保険税（料）の算定に影響がありますので、申告される場合はご注意ください。

6．市・県民税の計算方法

市・県民税の税額は、次のように計算されます。
※□ の項目は、下記及び右表を参照してください。

【合計所得金額】（申告書表面2 ⑫欄） － 【所得から差し引かれる金額の合計】（申告書表面4 ㉘欄） ＝ ≪課税所得金額≫（千円未満切捨て）

≪課税所得金額≫ × 10%（市民税6%＋県民税4%） － 税額控除※ ＝ 〔所得割額〕（100円未満切捨て）

※税額控除の種類・・・調整控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除 等

〔所得割額〕 － 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額 ＋ 均等割額 ＝ 市・県民税年税額

○配当控除（配当所得のある場合のみ控除）

種類＼課税所得金額		1,000万円以下の部分 市民税	1,000万円以下の部分 県民税	1,000万円超の部分 市民税	1,000万円超の部分 県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○市・県民税の所得割税率

市民税	県民税
一律6%	一律4%

○市・県民税の均等割額

市民税	県民税
3,000 円	1,500 円

個人市・県民税の均等割額への各500円加算は終了しました

~~※東日本大震災をふまえ、地方公共団体が実施する防災施策に必要な財源確保のため、臨時措置として個人市・県民税の均等割額に各500円が加算されます。（～R5年度）~~
※県民税均等割額のうち500円は、「水と緑の森づくり税」としてとやまの森づくりのためにご負担いただくものです。（～R8年度）

○森林環境税（国税）　NEW!!

年額
1,000 円

※国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」が創設されました。

※「森林環境税」は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市が賦課徴収します。

※本市では、個人住民税均等割と同じ非課税基準が適用されます。

＜年齢早見表＞（令和6年1月1日 現在）

生年月日			年齢		
	～	昭和29年1月1日	70歳	～	
昭和29年1月2日	～	昭和34年1月1日	65歳	～	69歳
昭和34年1月2日	～	昭和39年1月1日	60歳	～	64歳
昭和39年1月2日	～	平成13年1月1日	23歳	～	59歳
平成13年1月2日	～	平成17年1月1日	19歳	～	22歳
平成17年1月2日	～	平成20年1月1日	16歳	～	18歳
平成20年1月2日	～			～	15歳

■ 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除

令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った分、または給与や年金から天引きされた分を記入してください。ただし、年金から天引きされた分は本人のみが記入できます。

⑮生命保険料控除

令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等があるときは、次の算式により控除されます。

(1) 新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)に係る控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額
一般の生命保険料 ・ 介護医療保険料 ・ 個人年金保険料	～ 12,000 円	支払った保険料の全額
	12,001 円 ～ 32,000 円	支払った保険料の合計額×1/2＋6,000円
	32,001 円 ～ 56,000 円	支払った保険料の合計額×1/4＋14,000円
	56,001 円 ～	28,000 円

※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。

(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額
一般の生命保険料 ・ 個人年金保険料	～ 15,000 円	支払った保険料の全額
	15,001 円 ～ 40,000 円	支払った保険料の合計額×1/2＋7,500円
	40,001 円 ～ 70,000 円	支払った保険料の合計額×1/4＋17,500円
	70,001 円 ～	35,000円

※それぞれの保険料控除の適用限度額は35,000円、合計適用限度額は70,000円です。

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

一般生命保険及び個人年金保険それぞれについて、下記の①と②を合計した額になります。

①新契約で支払った保険料:上記の(1)により計算した金額 ②旧契約で支払った保険料:上記の(2)により計算した金額

※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。

⑯地震保険料控除

令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有している居住用建物又は生活用動産を保険の目的とする地震保険契約の保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。

損害保険料控除は廃止となりましたが、経過措置として、平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険料控除として従前の長期損害保険料控除(限度額 10,000円)が適用されます。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額
①長期損害保険契約に係るものだけの場合	～ 5,000 円	支払った保険料の全額
	5,001 円 ～ 15,000 円	支払った保険料の合計額×1/2＋2,500円
	15,001 円 ～	10,000 円
②地震保険契約に係るものだけの場合	～ 50,000 円	支払った保険料の合計額×1/2
	50,001 円 ～	25,000 円
③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		長期損害保険契約に係る保険料:①で求めた金額＋ 地震保険契約に係る保険料:②で求めた金額 (限度額 25,000円)

長期損害保険契約…損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの

⑰ひとり親控除 ⑱寡婦控除 ⑲勤労学生控除

あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄をチェックしてください。

区 分	対 象	控除額
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ令和5年中の合計所得金額が500万円以下の単身者	30万円
寡婦控除	上記以外の寡婦(扶養親族がいない、または子以外の扶養親族がいる単身女性)で令和5年中の合計所得金額が500万円以下の方	26万円
勤労学生控除	一定の要件に該当する学校などの学生、生徒又は児童で、自己の勤労によらない所得が10万円以下であり、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下の人	26万円

⑳障害者控除

あなた又は同一生計配偶者、扶養親族で障害者の人がいる場合に、次の区分に応じて控除されます。

区 分	障害者	特別障害者	同居特別障害者
控除額	26万円	30万円	53万円

㉑配偶者控除

あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の合計所得が48万円以下の場合、次の区分に応じて控除されます。

区分	納税義務者(申告される方)の合計所得			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
一般(70歳未満)の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円 (控除は受けられません)
老人(70歳以上)の控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	

㉒配偶者特別控除

あなたと生計を一にする配偶者の令和5年中の合計所得に応じて控除されます。

配偶者の合計所得	納税義務者(申告される方)の合計所得			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
480,001 円 ～ 1,000,000 円	33万円	22万円	11万円	0円 (控除は受けられません)
1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31万円	21万円		
1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26万円	18万円	9万円	
1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21万円	14万円	7万円	
1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16万円	11万円	6万円	
1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11万円	8万円	4万円	
1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6万円	4万円	2万円	
1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3万円	2万円	1万円	
1,330,001 円 ～	0円(控除は受けられません)			

㉓扶養控除

あなたと生計を一にする扶養親族で令和5年中の合計所得が48万円以下であり、他の事業専従者となっていないと次の区分に応じて控除されます。16歳未満の扶養親族では控除はありませんが、非課税限度額の判定に必要となります。

区 分		控 除 額	区 分		控 除 額
年少扶養親族	16歳未満	なし	特定扶養親族	19歳～23歳未満	45万円
一般の扶養親族	16歳～19歳未満	33万円	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外	38万円
	23歳～70歳未満			同居老親等	45万円

※㉑～㉓のうち、国外居住者がいる場合

国外居住者の場合、**「29歳以下の者及び70歳以上の者」**に限って控除の対象になります。

ただし、以下に該当する場合は**「30歳以上69歳以下の者」**も引き続き、控除の対象となります。

(ア)留学している者 (イ)障害者

(ウ)扶養主から生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

NEW!!
令和6年度からの取扱いになります。

4. 申告書の書き方

申 告 期 限 は 3 月 15 日 で す

【申告書表面】

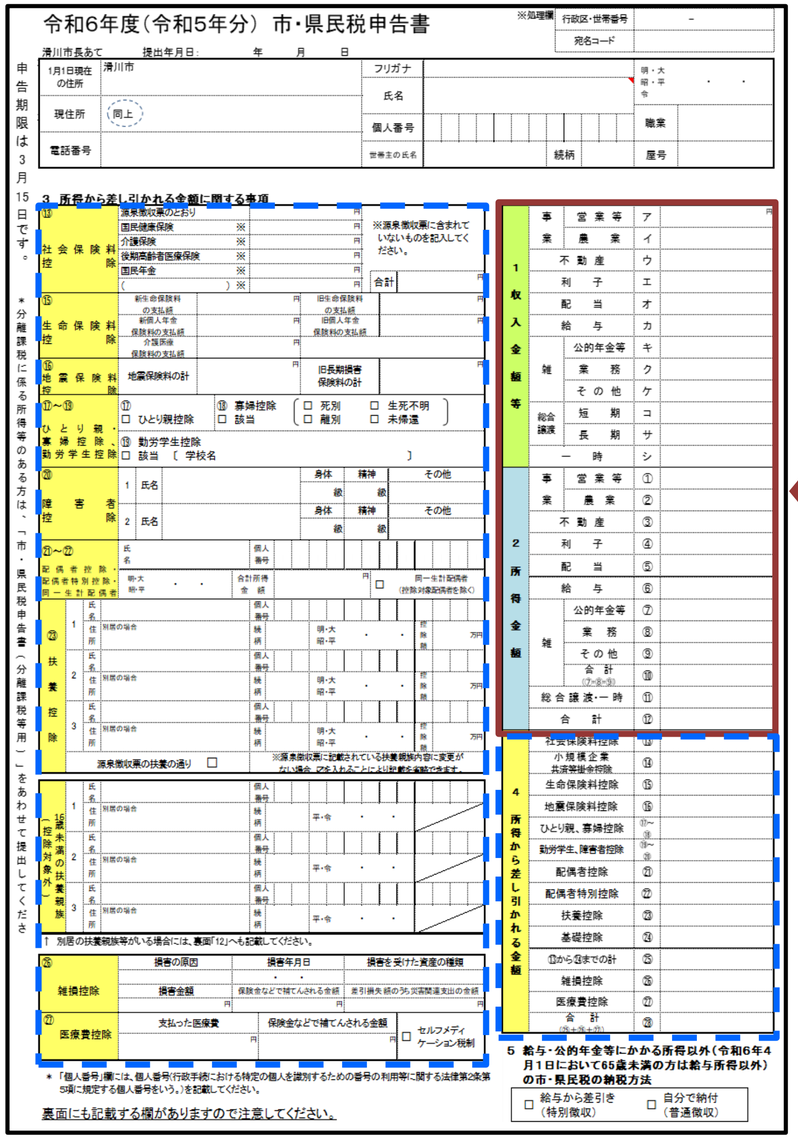

㉔基礎控除

あなたの合計所得に応じて次の控除額があります。

合 計 所 得	控 除 額	合 計 所 得	控 除 額
～ 24,000,000 円	43万円	24,500,001 円 ～ 25,000,000 円	15万円
24,000,001 円 ～ 24,500,000 円	29万円	25,000,001 円 ～	なし

㉖雑損控除

令和5年中に災害(震災、風水害、雪害、火災等)や盗難にあった場合で、次のうち多い方の金額が控除されます。

(1) (損害額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計金額)×1/10

(2) (災害関連支出の金額－保険金等による補てん額)－5万円

㉗医療費控除

令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合、次の算式により控除されます。

支払った医療費の総額 － 保険等で補てんされた金額 － 「10万円」と「総所得金額等の5%」とのいずれか少ない方の金額 (最高限度額 200万円)

※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は該当欄をチェックしてください。

■ 1 収入金額等 ・ 2 所得金額

営業等	販売、製造、飲食、サービス等の営業、自由職業(外交員、作家、ホステス等)の事業をしている人は、収入金額(売上代金等)を「ア」に記入してください。 「ア」の収入金額から必要経費(販売した商品や製品の原価、雇用費、修繕費等)を差し引いた金額を「①」に記入してください。
農 業	農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる収入のあった人は、「イ」に記入してください。 「イ」の収入金額から必要経費(小作料、賃借料、減価償却費、修繕費等)を差し引いた金額を「②」に記入してください。
不動産	地代(年貢)、家賃、貸間代等の収入のあった人は、「ウ」に記入してください。 「ウ」の収入金額から必要経費(修繕費、固定資産税等)を差し引いた金額を「③」に記入してください。
利 子	公社債や預金利子、公社債投資信託、貸付信託の分配金等の所得を記入してください。(「エ」と「④」)
配 当	株式の配当所得や投資信託の分配金の所得について記入してください。(「オ」と「⑤」)
給 与	給与、賃金及び賞与等の収入のあった人は、「カ」に記入してください。 給与所得の計算表は次のとおりです。

給与収入金額「カ」	給与所得金額「⑥」
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	給与収入金額－550,000円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.4＋100,000円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×2.8－80,000円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	給与収入金額÷4＝A A(1,000円未満切捨)×3.2－440,000円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	給与収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000 円 ～	給与収入金額－1,950,000円

所得金額調整控除

次の(1)もしくは(2)のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得の金額から控除します。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、以下のアからウのいずれかに該当

ア 本人が特別障害者 イ 年齢23歳未満の扶養親族(★)を有する

ウ 特別障害者である同一生計配偶者(★)または扶養親族(★)を有する

控除額＝{給与等の収入金額(上限 1,000万円)－850万円}×10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額の両方がある者で、その合計額が10万円を超える

控除額＝{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)－10万円

公的年金等

厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金等の収入の合計額を「キ」に記入してください。

公的年金に係る雑所得の計算表は次のとおりです。

・65歳未満(昭和34年1月2日以後に生まれた人)

公的年金等の収入金額「キ」	公的年金等の雑所得金額「⑦」
～ 1,300,000 円	公的年金等の収入金額－600,000円
1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	公的年金等の収入金額×0.75－275,000円
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	公的年金等の収入金額×0.85－685,000円
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,001 円 ～	公的年金等の収入金額－1,955,000円

・65歳以上(昭和34年1月1日以前に生まれた人)

公的年金等の収入金額「キ」	公的年金等の雑所得金額「⑦」
～ 3,300,000 円	公的年金等の収入金額－1,100,000円
3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	公的年金等の収入金額×0.75－275,000円
4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	公的年金等の収入金額×0.85－685,000円
7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	公的年金等の収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,001 円 ～	公的年金等の収入金額－1,955,000円

※上記の計算表は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(★)が1,000万円以下の場合です。1,000万円を超え2,000万円以下である場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円がそれぞれ⑦に上乗せされます。

業務・その他

副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものを「ク」に、それ以外のもの(シルバー人材センターや個人年金などの収入)があった人は「ケ」に記入してください。

「ク」「ケ」の収入金額から必要経費を差し引いた金額をそれぞれ「⑧」「⑨」に記入してください。

総合譲渡

土地建物等及び株式等以外の資産を譲渡した人(土地建物等及び株式等の資産の譲渡をした人は分離課税での申告となります。)で所有期間が5年以内のものは「コ」、それ以上は「サ」に記入してください。

「コ」は収入金額から経費(取得費、譲渡費用等)及び50万円特別控除を差し引いた金額を、「サ」はそこからさらに2分の1した金額を「⑪」に記入してください。

一 時

賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金の収入のあった人は、「シ」に記入してください。

「シ」の収入金額から経費及び50万円特別控除を差し引いて、さらに2分の1した金額を上記総合譲渡の所得金額に合算して「⑪」に記入してください。

(★)公的年金等控除額の所得判定や、所得調整控除の同一生計配偶者及び扶養親族の所得判定の基礎となる合計所得金額には、退職所得は含みません。